

別紙 新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本市の農業については、販売農家数3,887戸（平成12年）、農業人口の割合43.8%（平成12年）、耕地面積3,810ha（平成14年）、農業粗生産額5,968百万円（平成14年）となっており、兼業農家が多いため集落営農が盛んに行われている。</p> <p>耕地面積のうち水田が3,350haを占め、水稻を主体として麦・大豆・飼料作物や野菜・果樹・花卉などが栽培されており、それに酪農・肉用牛・養豚・養鶏など多種多様な農業が営まれている。</p> <p><u>農産物については、大根、トマトの栽培が戦前から行われている。また、戦争の混乱の中、竹藪に捨てられて自生していた「ハリマ王にんにく」を復活させ、地域住民の協力の下、種の保存と生産量を増やす活動を展開している。さらには、しし唐辛子の約10倍もの大きさの「根日女みどり」、紫黒米の一種「むらさきの舞」、ヤーコン、菊芋、蕎麦、栗、菜の花など新しい作物の栽培も熱心に行っている。果樹については古くからぶどう栽培が盛んに行われ、「加西ゴールデンベリーA」は地域ブランドとして商標登録されており、その他にも、いちご、柿、梅、桃、いちじくなど多岐にわたる作物の栽培が行われている。</u></p> <p>一戸当たりの耕地面積は、67aと零細で分散型の農地所有が多く、農業就業人口においても兼業農家の割合が93.8%と高く、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、水稻を始めとする農畜産物価格の低迷など本市の農業・農村は厳しい状況に直面している。</p>	<p>構造改革特別区域計画</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本市の農業については、販売農家数3,887戸（平成12年）、農業人口の割合43.8%（平成12年）、耕地面積3,810ha（平成14年）、農業粗生産額5,968百万円（平成14年）となっており、兼業農家が多いため集落営農が盛んに行われている。</p> <p>耕地面積のうち水田が3,350haを占め、水稻を主体として麦・大豆・飼料作物や野菜・果樹・花卉などが栽培されており、それに酪農・肉用牛・養豚・養鶏など多種多様な農業が営まれている。</p> <p>果樹については古くからぶどう栽培が盛んに行われ、「加西ゴールデンベリーA」は地域ブランドとして商標登録されている。</p> <p>一戸当たりの耕地面積は、67aと零細で分散型の農地所有が多く、農業就業人口においても兼業農家の割合が93.8%と高く、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、水稻を始めとする農畜産物価格の低迷など本市の農業・農村は厳しい状況に直面している。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 自然等の資源を身近に感じ、農業体験等を通じて豊かな農村文化や農業者とのふれあいを楽しんでもらえる新たな形態としての「農家民宿」の開業を、従来の宿泊施設と調和を保ちつつ推進する。また、都市住民に、土に親しみ作物を栽培する楽しみを提供するとともに、農地の保全にも役立つ「市民農園」の開設を促進する。

これらの事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市へ呼び込み、農業体験などのグリーン・ツーリズムによる交流を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グリーン・ツーリズム後進地である加西市では、体験交流型ツーリズムによる観光客等は皆無である。

しかし、規制の特例措置を活用した農家民宿を核としたグリーン・ツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される花や歴史に関連した観光の振興等とを地域の自助努力により一体的に展開し、観光客等の入込の大幅な増加が図られる。

また、観光客等の大幅な増加により、農村地域の活性化が図られるとともに、交通拠点となる市街地を含めた市内全体の活性化が図られる。

別表 観光客数の推移

(単位:千人)

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 自然等の資源を身近に感じ、農業体験等を通じて豊かな農村文化や農業者とのふれあいを楽しんでもらえる新たな形態としての「農家民宿」の開業を、従来の宿泊施設と調和を保ちつつ推進する。また、都市住民に、土に親しみ作物を栽培する楽しみを提供するとともに、特区区域の農地の保全にも役立つ「市民農園」の開設を促進する。

これらの事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市へ呼び込み、農業体験などのグリーン・ツーリズムによる交流を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グリーン・ツーリズム後進地である加西市では、体験交流型ツーリズムによる観光客等は皆無である。

しかし、規制の特例措置を活用した農家民宿、市民農園を核としたグリーン・ツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される花や歴史に関連した観光の振興等とを地域の自助努力により一体的に展開し、観光客等の入込の大幅な増加が図られる。

また、観光客等の大幅な増加により、農村地域の活性化が図られるとともに、交通拠点となる市街地を含めた市内全体の活性化が図られる。

観光客数の推移

(千人)

区分	平成14年度	平成19年度	増加率 (14-19)	平成24年度 (予測)	増加率 (19-24)
総入込数	1,124	1,219	108%	1,280	105%
うち日帰	1,086	1,171	108%	1,230	105%
うち宿泊	38	48	126%	50	104%

※ 兵庫県「観光動態調査報告書」による

8 特定事業の名称

- 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

区分	9年度	14年度	19年度	9→14	14→19
総入込数	1,139	1,124	1,219	99%	108%
うち日帰	1,097	1,086	1,171	99%	108%
うち宿泊	42	38	48	99%	126%

※兵庫県「観光動態調査報告書」

8 特定事業の名称

- 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- 707 特定農業者による濁酒の製造事業

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（1005）

集落営農組合については、法人化を含め検討し、農村滞在型余暇活動のための施設の管理・運営、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための農家民宿、農家レストラン等を行えるようにする。

別紙

1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、農家民宿事業を実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

近年のツーリストの田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置が免除され、農家民宿の事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

（ア）誘導灯及び避難標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、①各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により、容易に避難口まで避難できること、②農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること、③農家民宿等において、その従事者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること、という全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定に関わらず、当該避難階における誘導標識の設置を要しない、が特例の内容である。

本特区での申請において、①各客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、②庭等の空間が確保されることで、民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を通して安全に避難できる、③農家民宿等の従事者が宿泊者への避難口の案内を行うことにより、要件を全て満たすものについては、特例措置の内容を満たすと判断できる。

（イ）消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、①「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（5（2）（ア）」を満たしていること、②客室が10室以下であること、③消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨、防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定に関わらず、当該農家民宿等

における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、が特例措置の内容である。

本特区での申請において、①「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（５（２）（ア）」を満たしていること、②客室が１０室以下であること、③消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨、防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されている場合には、要件を全て満たすものとして、特例措置の内容を満たすと判断できる。

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降

(2) 事業が行われる地域

加西市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記 2 に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、農家等によるもてなしとして、観光客等への濁酒の提供は、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局

農村滞在型余暇活動の一環として、特区内で農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所存する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第 7 条第 2 項（最低製造数量基準年間6kl）の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムの振興を図るためには、単なる「田園回帰」にとどまらず、「心温まるもてなし」に触れ、ゆとりとこころの豊かさを実感していくことが必要である。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、農家等によるもてなしとして、観光客等への濁酒の提供は、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

の検査・調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ぶどう、柿、梅、桃、いちご、いちじく）を原料とした果実酒又は地域の特産物（にんにく、そば、大根、しし唐辛子、ヤーコン、菊芋、栗、トマト、とうもろこし）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降

(2) 事業が行われる地域

加西市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

なお、特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地位の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるぶどう、柿、梅、桃、いちご、いちじくを原料とした果実酒又はにんにく、そば、大根、しし唐辛子、ヤーコン、菊芋、栗、トマト、とうもろこしを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒は2キロリットル、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。

また、特産酒類製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、加西市及び農業協同組合以外の者で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

農地を所有する団体及び個人が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を加西市と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が、加西市又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、加西市又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特区区域内では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体及び農地保有合理化法人以外の者が市民農園の貸付主体となることができるので、遊休農地を持つ者、農業後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。一方、都市部住民には、農作業体験等のニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することにより、ニーズへの対応が図られる。市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特区区域内では、耕作放棄地が、1995年の57haから2000年には83haへ増加し、耕作放棄地率も1.7%から2.5%へと拡大しているなど、耕作放棄地の拡大に歯止めを掛けることが課題となっている。また、特区区域内では、1995年には、農業就業人口22,993人のうち、65歳以上の者が5,140人(22.4%)であったのが、2000年には農業就業者人口22,407人のうち、65歳以上の者は5,564人(24.8%)へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応も課題となっている。一方、阪神間を始めとする都市部においては、観光農園や市民農園といった「農」に係る都市と農村の交流に対する期待・需要が高い。

そこで今回、規制の特例措置により、多様な主体による市民農園事業を促進することにより、耕作放棄地の拡大、担い手の不足等に

歯止めを掛け、農地の効率的利用を図っていくこととする。